

ひろしまの森づくり事業評価委員会報告書 ～これまでの成果と今後のあり方について～

1 事業評価にあたって

広島県は、森林の公益的機能が継続的に維持発揮され、健全な状態で次代へ引き継ぐために「ひろしまの森づくり県民税」（以下、「森づくり税」という。）制度を創設し、県民全体で守り・育てる「ひろしまの森づくり事業」（以下、「森づくり事業」という。）に取り組んでいる。

実施期間は平成19年度から平成23年度までの5年間とし、平成24年度以降については事業効果を検証し、制度のあり方について見直しを行なうこととしている。

これを受けて「ひろしまの森づくり事業評価委員会」ではこれまでの事業実施による効果の検証・評価を行い、平成24年度以降の事業継続の是非、制度あり方及び方向性等について検討を行なった。

なお、事業効果の検証・評価は、次の3つの基本的視点により行なった。

【検証・評価の視点】

- ・ 事業実施によって、森林の公益的機能がどの程度維持され、県民の生活環境に影響・効果を与えたか。
- ・ 今後の森林施策・環境施策の展開に対して、明確な方向付けを与えているか。
- ・ 事業実施を通じて、県民一人ひとりが森林への理解や関心をより一層高め、県民全体で森林を守り育てる活動に繋がっているか。

2 森づくり税の概要

森林の公益的機能の恩恵は県民に広く及ぶことから、森づくり税は県民全体で広く、等しく分担するという考え方に基づいて、「県民税均等割」の超過課税(上乘せ)方式により課税されている。

税率及び税収額の推移は下の図のとおりで、毎年8億円を超える安定した税収があり、これにより、森林整備等を計画的に取り組むことができるものとなっている。

また、森づくり税は、毎年度「ひろしまの森づくり基金」へ税収相当額の積立を行い、基金から必要な額を取り崩して事業に充てることで、その他の施策と明確に区分された運営管理がなされている。

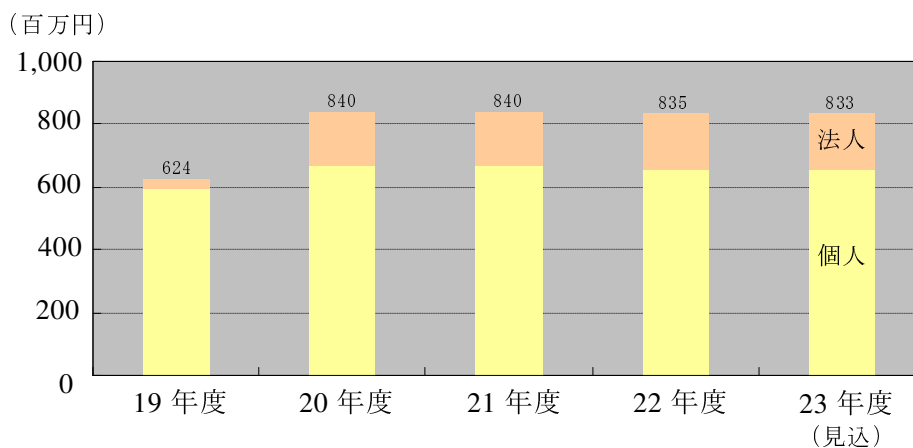
① 税率

個人(年額)：500円

法人(年額)：法人県民税均等割額の5%相当額

(※詳細については、報告書を参照)

② 税収額の推移



3 森づくり事業の実施状況(平成 19 年度～22 年度)

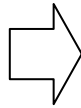
森づくり事業は、①人工林対策、②里山林対策、③県民意識の醸成を3つの施策の柱とし、事業を展開してきた。それぞれの施策ごとの事業の取組状況は次のとおりである。

① 人工林対策(環境貢献林整備事業)【事業費：14億4千5百万円】

放置され、緊急に整備が必要なスギ・ヒノキの人工林(4,071.08ha)を対象に、間伐や風雪被害木の伐倒整理を行い、人工林の再生・健全化への取組を行なった。



整備前(広島市)



整備後

② 里山林対策【事業費：15億3千5百万円】

農山村地域や都市近郊の里山林を対象に、放置された里山林の整備、地域の自主的活動への支援などの取組を行なった。

里山林対策の主な事業内容等

事業区分	主な事業内容	事業量等
里山林整備事業	放置された森林・松くい虫被害跡地における森林整備等	1,551ha
里山保全活動支援事業	住民団体・森林ボランティア団体等が行なう取組への支援	186件
森林・林業体験活動支援事業	森林・林業に関する体験活動・学習会の開催等	124件
間伐材利用対策事業	間伐材を利用した木製品の導入・設置等	18市町
環境緑化支援事業	緑化活動の支援	24件
特認事業	上記のほか、特に必要と認められる事業について支援	31件



放置森林の整備(廿日市市)



植林活動の様子(福山市)



木製ベンチ等の設置(三次市)

③ 県民意識の醸成【事業費1億3千2百万円】

森林に対する理解の促進を図り、県民参加の森づくりを推進・発展させるため、関係団体・企業・ボランティア団体等と連携した啓発・広報等を行なった。



シンポジウムの開催



テレビコマーシャルによる広報



県産材を利用した住宅建築への補助

4 事業効果の検証

① 生活環境形成機能の維持(定量的評価)

定量的(数量的)に表すことができる機能について、その効果量を計算し、貨幣価値に換算した。その結果、評価額(B)と機能を保全するための総費用(C)を比較した費用対効果指数(B/C)は約5倍となり、事業実施による経済的な効果が見込まれた。

区 分	金額(百万円)	備 考
評価額(B)	13,507	人工林対策(間伐)による洪水緩和, 水資源貯留, 水質浄化, 表面浸食防止, 二酸化炭素吸収・固定効果について評価
総費用(C)	2,714	平成 19~22 年度の人工林対策に要した経費及び整備後の保育・維持管理に要する費用を計算
費用対効果指数(B/C)	4.98 倍	13,507 百万円 ÷ 2,714 百万円 = 4.98 倍

② 景観・文化等への寄与(定性的評価)

森林は地域特有の歴史や文化を育み、景観を形成するとともに多くの人々にやすらぎと憩いの場を与えている。森づくり事業によって、地域の歴史・文化を考慮した森林整備や自然景観の保全などの取組が進められ、地域住民が郷土に受け継がれてきた森林の文化に関心を持ち、次代へつなぐきっかけとなった。



史跡周辺の森林整備(福山市)



竹林を見直す活動(竹原市)



景観を活かした森林整備(尾道市)

③ 森林・林業への理解促進

県土の約72%を占める森林を健全な状態で次代に引き継ぐためには、森林に対する県民の理解を深め、各地域で多様な主体による森林保全活動を行なう必要がある。

平成22年度に広島県が行なった県民アンケート調査結果によると、森林の果たすべき役割や森林整備の必要性については、多くの理解や賛同が得られていた。しかしながら県民・法人における「森づくり税」の認知度は低いことから、森づくり事業の取組や県民全体による森づくりの重要性が十分周知されていないことがうかがわれ、より多くの県民に理解されるように一層の啓発活動が必要である。

④ 波及的効果等

森づくり事業の実施は、森林の公益的機能の維持・発揮などの直接的な効果だけではなく、地域の環境保全活動や経済活動に間接的な効果を与えてきた。事業の実施によって、次の取組や効果の広がりが期待される。

- ・環境保全活動：CO₂吸収源の市場取引への波及、生物多様性への寄与、自然エネルギーの利用
- ・経済活動：雇用機会の創出、施業(林業)への発展
- ・普及啓発：ボランティア活動の促進、企業活動(CSR活動)の促進

⑤ 県民意見募集(パブリックコメント)の結果

森づくり税・事業のこれまでの取組と今後のあり方についてパブリックコメントを実施したところ、寄せられた意見(意見者数:43名・意見数:74件)では、多くの県民が理解を示しており、また、今後の事業展開に関する具体的手法を提案したものが多い結果となった。

寄せられた意見は、地域のニーズであるとともに、事業推進の担い手(県民)から示された検討すべき具体的な課題及び方法であって、県民の理解・参加を得ながら、本県の森林を健全な状態で次代へ引き継いでいくためには、これらの意見を踏まえた上で、保全活動の効果的な展開を図ることが必要である。

(※意見の内容等については、報告書を参照)

5 継続の是非及び今後のあり方

① 事業継続の是非

森づくり事業の実施によって、森林の公益的機能の維持・発揮など、直接的な効果が得られただけでなく、地域の環境保全や経済活動に波及的な効果を及ぼしてきた。しかしながら、現在もなお整備が必要な人工林・里山林が多く存在し、公益的機能の低下による県民生活への影響が懸念される。

かつては、林業の営みや日常生活のなかで森林の手入れがなされてきたが、森林・林業を取り巻く環境を鑑みると、森林所有者の努力に期待するだけでは森林の維持管理が困難な状況であり、県民全体で森林を維持する仕組みが必要である。

したがって、森林の公益的機能が持続的に維持・発揮される多様な森林づくりを行なうため、県民の理解と参加を得ながら森づくり事業の継続的な取組が必要である。

② 今後のあり方等

ア 「ひろしまの森づくり事業」の方向性

事業の目的を達成するため、より効果的・効率的な事業運営が求められるとともに、森づくり税・森づくり事業を周知させ、森林や林業に対する理解を促進することが重要であることから、次期「森づくり事業」の推進方向として、次の方向で事業に取り組むことが必要である。

【森づくり事業の方向性】

- ・ 森林機能の維持・発揮のため人工林、里山林の整備に関する施策の継続及び充実を図ること。
- ・ 地域住民や森林ボランティア、企業など多様な主体による自主的・継続的な取組を支援し、里山林の利用や管理に係る仕組みづくりや人材育成に取り組み、地域の森林を保全する活動を拡大すること。
- ・ 低炭素・循環型社会の構築に貢献するため、森林資源の有効利用につながる取組を広げること。
- ・ 森林の役割や機能の重要性等を啓発するほか、事業の取組を広く周知し、森づくりへの理解を促すこと。

イ 「ひろしまの森づくり県民税」制度のあり方

森林の公益的機能の恩恵は県民に広く及ぶことから、事業に要する費用を県民全体で広く、等しく分担することがふさわしく、これまでと同様に「県民税均等割」の超過課税方式によることが適当である。

【森づくり県民税制度の基本方針】

- ・ 課税方式：県民税均等割超過課税方式
- ・ 税額(率)：個人 500円
法人 均等割額の5%相当額
- ・ 課税期間：5年間(平成24年度から平成28年度)

ウ 「ひろしまの森づくり基金」について

森づくり税として徴収された税が、目的にあった支出がなされるための仕組みとして「ひろしまの森づくり基金」が設けられ、県民負担とその用途を明確に区分し運営管理がなされている。今後もこれまでと同様に、この基金を活用し、税の用途を明確にすることが必要である。